

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）ほか5条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（1）滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 乳児または幼児に対する健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。以下同じ。）が行われた場合であって、当該健康診査が入所時等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとします。（第1条による改正後の別表第1関係）

イ 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。以下同じ。）を含むこととします。（第1条による改正後の別表第3関係）

ウ 乳児院の長等の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカー（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーをいう。以下同じ。）の資格を有する者を追加することとします。（第1条による改正後の別表第3関係）

（2）滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年滋賀県条例第4号）の一部改正

ア 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととします。（第2条による改正後の別表関係）

イ 児童指導員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとします。（第2条による改正後の別表関係）

（3）滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部改正

ア 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととします。（第3条による改正後の別表第1関係）

イ 乳児または幼児に対する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が通所の開始時等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとします。(第3条による改正後の別表第1関係)

(4) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部改正

ア 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととします。(第4条による改正後の別表第1関係)

イ 乳児または幼児に対する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が入所時等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとします。(第4条による改正後の別表第1関係)

(5) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部改正
職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととします。(第5条による改正後の付則関係)

(6) 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部改正

ア 園児の教育および保育に直接従事する職員の数に含まれる副園長および教頭の資格要件について、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を受けた者を追加することとします。(第6条による改正後の別表関係)

イ 職員は、園児に対し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしないこととします。(第6条による改正後の別表関係)

(7) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)ウおよび(2)イは、令和8年3月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。